

# 株式会社ケイエスピー定款

制定 昭和 61 年 11 月 12 日  
変更 平成 6 年 6 月 21 日  
変更 平成 8 年 6 月 18 日  
変更 平成 8 年 12 月 4 日  
変更 平成 14 年 6 月 18 日  
変更 平成 17 年 6 月 21 日  
変更 平成 18 年 6 月 20 日  
変更 平成 19 年 6 月 19 日  
変更 平成 23 年 6 月 21 日

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ケイエスピーと称する。

② 英文では、KSP, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、研究開発型企業が生まれ、育ち、集い＝交流する「かながわサイエンスパーク」の中核的事業主体として、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 産業技術に関する研究開発および企業化を行う個人または法人に対する研究開発の委託（共同開発を含む）、資金の供給（出資および貸与）および斡旋（債務保証を含む）、研究施設の貸与ならびに技術、経営、販売、財務等に関する指導および情報の提供
- 2 産業技術および科学、経済、社会、経営等に関する調査、研究およびその受託
- 3 前 2 項の事業に伴う工業所有権等の取得、譲渡および使用受諾ならびに製品、商品の販売および斡旋
- 4 理化学的分析、測定および製品試作ならびにその受委託
- 5 研究室、会議室・研修室、展示室、事務室等の賃貸および管理、運営
- 6 科学機器、測定機器、事務機器および什器備品の賃貸および斡旋
- 7 科学、技術、産業、経営、財務、経済、社会、文化等に関する国際、国内会議の企画、開催および誘致ならびにその斡旋
- 8 科学、技術、産業、経営、財務等に関する人材育成のための各種研修会の企画、開催および誘致ならびにその斡旋
- 9 科学、技術、産業、経営、文化等に関する各種展示会の企画、開催および誘致ならびにその斡旋
- 10 第二種電気通信事業
- 11 インターネットによる各種情報の提供およびその代行
- 12 投資事業組合財産の運用および管理業務
- 13 会社の合併、資本提携、業務提携等の斡旋
- 14 経営一般に関するコンサルティング業務
- 15 書籍、ビデオテープ等の制作および販売
- 16 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、旅行斡旋業、運送斡旋業および広告代理業

17 有料職業紹介業務

18 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1 取締役会

2 監査役

3 監査役会

4 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、18万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式の譲渡、名義書換、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消等に関する手続については、取締役会で定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度最終日の株主名簿に記載された議決権ある株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

② 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

ただし、この場合にはその日を2週間前までに公告するものとする。

## 第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

(招集者)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

この場合において、代理人は、総会毎に当会社に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、会社法施行規則第72条の規定に定めるところにより、議事録を作成する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選任の方法)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠、または増員として選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存任期と同一とする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役および監査役に対して通知を発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

② 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作り、これに議事の経過の要領および結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。

② 取締役会はその決議により、社長1名のほか、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、本定款の定めによるほか、取締役会の決議により別に定める「取締役会規程」による。

(報酬)

第26条 取締役の報酬、賞与其他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議をもって定める。

(相談役および顧問)

第27条 当社は、取締役の決議により相談役および顧問を置くことができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任の方法)

第29条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

また、予選監査役が監査役に就任した場合の任期は次期定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会への出席)

第31条 監査役は、取締役会に出席しなければならない。また、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮し、または監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第 34 条 監査役会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作り、これに議事の経過の要領および結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、本定款の定めによるほか、監査役会の決議により別に定める「監査役会規程」による。

(報酬)

第 37 条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 38 条 当会社の会計監査人は、株主総会において議決権を行使することができる総株主の議決権の 3 分の 1 を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において特段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬)

第 40 条 会計監査人の報酬は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎事業年度の末日をもって決算期とする。

(剰余金の配当)

第 42 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して支払う。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し中間配当（会社法第 454 条第 5 項の規定による金銭の配当をいう）をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 44 条 剰余金の配当、中間配当または分配金が支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。